

障害のある人への支援制度（市町村別一覧）

- この資料は、在宅で生活する障害のある人に対して市町村が独自に行っている支援施策・制度については市町村に照会してとりまとめたものです。
- このなかで、市町村において法律に基づき、あるいは国・県の補助を受けて実施しているものは原則として対象外としていましたが、障害者総合支援法に基づいて市町村が実施する地域生活支援事業のなかで、任意事業として実施する自動車関連施策は別途とりまとめました。
- 掲載した施策・制度は必ずしも難病のある人すべてが利用できるものではありませんが、参考としてご利用ください。
- 施策・制度の詳細や利用に際してのお問合せは、表中「問い合わせ先」にお尋ねくださいますようお願いします。

令和2年2月(一部改訂)

岡山県難病相談・支援センター
岡山県 保健福祉部 医薬安全課

障害のある人への市町村支援制度1(独自制度)

市町村	事業	項目	内容	利用対象者	問い合わせ先
全市町村	公共料金等	NHK放送受信料減免	対象者によって全額もしくは半額减免	全額免除:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいる市町村民税非課税世帯 半額免除:世帯主が次のいずれかに該当する障害者手帳所持者の世帯 ①視覚障害又は聴覚障害 ②身体障害1級・2級 ③療育手帳A ④精神障害1級	NHK岡山放送局営業部 086-214-4740
		NTT無料番号案内	電話帳を利用する事が困難な障害者が、あらかじめ登録電話番号及び暗証番号を登録することにより無料で利用	①身体障害者手帳所持者で、視覚障害1級～6級または肢体不自由(上肢、体幹等運動機能障害)1級・2級 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者	NTTふれあい案内 0120-104-174
		はがき無償配布	通常郵便はがきの無償配布 配布枚数:1人に月20枚 受付期間:4月～5月	①身体障害者手帳1級・2級所持者 ②療育手帳A所持者	最寄りの郵便局
	携帯電話利用割引	会社によって割引サービス内容は異なり、詳細は各会社に問い合わせのこと * NTTdocomo ハーティ割引 * SoftBank ハートフレンド割引 * au スマイルハート割引	次のいずれかの所持者で、利用者として登録されている人 ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害保健福祉手帳 ④特定疾患医療受給者証 ⑤特定疾患登録者証 ⑥特定医療費(指定難病)受給者証 SoftBankのみ、次のいずれかも対象 ⑦特定疾患医療券 ⑧自立支援医療受給者証 ⑨小児慢性特定疾病医療受給者証 ⑩マル都医療券 ⑪奈良県特定疾患医療費助成事業承認書	* NTTdocomo 携帯から 151 固定から 0120-800-000 * SoftBank 携帯から 157 固定から 0088-250-157 * au 携帯から 157 固定から 0077-7-111	
	公共施設等利用割引	地方自治体によって減免対象となる施設や内容は異なります	地方自治体によって利用できる人は必ずしも同じではありません	各市町村 各施設	
岡山市	交付	児童福祉年金	年金額:対象①身体障害者手帳 1級・2級50,000円／3級33,000円 ②療育手帳 A 50,000円／B(中度) 33,000円 ③精神障害者保健福祉手帳 1級 50,000円 2級 33,000円 ただし障害児福祉手当を受給している児童等は対象外	左記に該当する20歳未満の障害児を監護している保護者	市福祉事務所 ※注1参照
		在宅重度障害者介護者慰労金	在宅で生活している重度障害者を常時介護している人に支給 重度障害者:20歳以上～65歳未満で特別障害者手当の受給資格の認定を受けていて、重度障害の状態が6か月以上続いている人 年額:40,000円	障害者と同居している介護者で介護期間が年度内(4月から翌年3月)に6か月以上あること。ただし、前年度に慰労金に相当する給付を受けていない場合で、前年度から申請年度まで介護し、期間が6箇月以上あるときは、この限りでない。 さらに、申請前1年間に障害福祉サービス、地域生活支援事業の移動支援、地域活動支援センター及び介護保険の居宅サービス等を利用していない人	
	助成	はり・きゅう・マッサージ施術費	市が発行する施術券により施術に要する費用の一部を助成 年間18枚を限度とし、1枚につき1,200円	①身体障害者手帳1級～4級所持者 ②療育手帳A所持者	
		すこやか住宅リフォーム事業	市長が適当と認める改造費用の3／5を助成 ただし60万円を限度とする	日常生活を営む上で介助を要する人が60歳以上の高齢者や身体障害者手帳所持者で視覚または肢体に障害がありその程度が2級以上の人	
倉敷市	交付	児童福祉年金	重度障害:月額2,000円 中度障害:月額1,500円	①20歳未満の身体障害者手帳1級～3級または療育手帳A、B(Bは中度以上)所持児童の養育者 ②特別児童扶養手当の障害認定を受けている児童の養育者	市子育て支援課 086-426-3314 保健福祉センター福祉課 ※注2参照

市町村	事 業	項 目	内 容	利 用 対 象 者	問い合わせ先
倉敷市	交付	介護手当	重度の障害のある人在宅で介護している人に支給 重度障害者の基準は、①身体障害者手帳1～2級を所持し、日常生活動作について介護手当認定基準に該当する人 ②介護手当認定基準に該当する人 ③療育手帳Aを所持し、日常生活動作について介護手当認定基準に該当する人 ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、行動及び活動について介護手當に認定基準に該当する人 年額:40,000円	20歳以上の重度障害者在宅で年間6か月以上介護している人	障がい福祉課 086-426-3305 健康長寿課 086-426-3315 保健福祉センター福祉課 ※注2参照
	助成	紙おむつ等購入費	助成額:右記①の場合、購入費の8割以内で上限が年額30,000円 ②の場合、購入費のうち上限が75,000円	①65歳以上の6か月以上寝たきりまたは認知症の高齢者や重度身体障害者(18歳以上で身体障害者手帳1級・2級)在宅で介護している人 ②介護保険制度で要介護4または5と認定された人在宅で介護している人 *①は所得税非課税世帯、②は市民税非課税世帯	健康長寿課 086-426-3315 保健福祉センター福祉課 注2参照
		マッサージ施術費	指定のマッサージ施術所にて受ける場合に係る費用 施術料 1回1,100円 往料 1回1,500円を助成 ただし施術券は1か月に4枚を限度として1年間で24枚まで交付	①身体障害者手帳1級～3級所持者 ②療育手帳A所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者	障がい福祉課 086-426-3305 保健福祉センター福祉課 注2参照
		住宅改造費	浴室、便所、台所などを改造する場合に係る費用 原則として新築、増築、または全面的な改築の場合を除く 800,000円を限度とするが、課税状況によって補助率は異なる	①65歳未満:肢体又は視覚の障害により身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A所持者 ②65歳以上:介護保険法により要支援または要介護と認定された人 上記のいずれかに該当し、市税を完納している世帯に属すること	介護保険課 086-426-3343 保健福祉センター国保介護課 注3参照
	貸出	福祉機器	内容:介護用ベッド、車いす 費用:無料 期間:原則6か月	在宅生活を営む上で必要とする人	市社会福祉協議会 注3参照
津山市	貸出	福祉機器	内容:車いす、電動ベッド、風呂用用品、歩行補助具、その他 費用:無料	障害のある人等福祉機器を必要とする人	市社会福祉協議会 0868-23-5130
	配布	紙おむつの安価配布	定価の半額程度の価格で業者から自宅まで宅配	在宅で介護している人のいる家庭の人	
玉野市	助成	在宅重度心身障害者介護手当	月額4,000円を年2回に分けて支給	20歳以上65歳未満で常時介護を必要とする重度の身体・知的障害者を通算して6か月以上自宅で常時介護している人	市福祉政策課 0863-32-5556
		住宅改造費	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ④扉の取り替え ⑤その他①～④の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修 1回限り 53万3千円を限度	・障害程度等級3級以上の学齢児以上の人で ①下肢機能障害の人 ②体幹機能障害の人 ③乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)のある人 ・下肢、体幹機能に障害のある難病患者等	
	就労支援	障害者就労相談支援	就労支援コーディネーターの配置による就労面や生活面等の支援	次のいずれかの該当者 ①一般就労を希望する15歳以上の人 ②福祉的就労に就いている者で企業等への一般就労を希望する人 ③企業等に在籍している人	市障害者就労支援センター 0863-32-1113
	貸出	福祉用具	内容:介護用ベッド、車いす、歩行器、ベビーベッド、チャイルドシート 費用:無料 (一部消毒料が必要です)	障害のある人や要介護の高齢者等	市社会福祉協議会 0863-31-5601
笠岡市	助成	心身障害者扶養共済掛金	心身障害者扶養共済の掛金 助成率は年度によって変動	心身障害者扶養共済に毎月一定の掛金を治めている障害児・者の保護者	市社会福祉協議会 0865-62-3507
		はり、きゅう、マッサージ施術費	施術費助成券を年24枚(1枚1,100円) 指定の施術所のみ利用可	身体障害者手帳1級～3級所持者または療育手帳所持者	市福祉事務所 0865-69-2133
		寝たきりの身体障害者介護	支給額:年額50,000円	在宅かつ寝たきりの心身障害者(18歳以上で介護保険の対象外の者で障害支援区分5以上と認定された者)を当該年度に引き続き6か月以上介護を行っている同居の世帯	

市町村	事業	項目	内容	利用対象者	問い合わせ先
井原市	助成	日常生活用具給付事業による住宅改造費	在宅の重度障害者(児)に日常生活の便宜を図るため、住宅改造費用の一部を助成住宅改造費(上限400,000円)自己負担1割。ただし、世帯の所得に応じた負担上限額あり	・市内に在住する在宅の65歳未満で、身体障害者手帳に下肢機能または体幹機能にかかる障害の程度が3級以上と記載されている人 ・障害者総合支援法に規定する難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある人	市福祉課 0866-62-9518
		住宅設備改良費	玄関、浴室、便所、台所などを改良する場合の費用 住宅設備改良に要する経費の2／3の額(200,000円以内)	市県民税非課税世帯の重度障害がある人等で次の各号に掲げる人 ①身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人 ②療育手帳A判定の人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ④前3号に掲げる人を介護している人 ⑤65歳以上の高齢者を含む世帯に属する人 ⑥障害者総合支援法に規定する難病患者等	
	はり、きゅう、マッサージ施術費	法に定めるあん摩、マッサージ師の免許を有する市内の施術所で受ける施術に要する費用 施術券の支給:2,000円券 年24枚 ただし1回当たりの施術に1枚とする	次の各号に掲げる人 ①身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人 ②療育手帳Aの交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ④65歳以上の人で市県民税非課税者 ⑤障害者総合支援法に規定する難病患者等		
		紙おしめ利用券	おしめ(尿とりパッドを含む)利用券の支給 市県民税課税世帯:1,000円券年20枚(年度途中は3か月で5枚) その他の世帯 :1,000円券年40枚(年度途中は3か月で10枚)	常時おしめを使用している人で次の各号に掲げる人 ①要介護1～5の認定を受けている人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人で、肢体不自由2級以上または体幹機能障害3級の人 ③療育手帳A判定の人 ④障害者総合支援法に規定する難病患者等 ⑤全各号に準ずる人 ただし他の制度によって支給を受ける人を除く	①⑤ 市介護保険課 0866-62-9552 ②③④⑤ 市福祉課 0866-62-9516
総社市	交付	在宅介護激励金	身体障害者手帳1級及び療育手帳A:月額2,500円 身体障害者手帳2級 :月額1,500円	左記手帳の交付を受けている20歳以上の障害者を在宅で常時介護している同居の介護者	市福祉課 0866-92-8269
		障がい者福祉年金	支給:年額10,000円	身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている20歳以上の人	
高梁市	交付	心身障害児童年金	①身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級、特別児童扶養手当1級:年額73,500円 ②身体障害者手帳3級、療育手帳B中度、精神保健福祉手帳2級、特別児童扶養手当2級:年額38,600円	精神、知的または身体に障害のある児童(20歳未満)で障害児福祉手当を受けていない人	市福祉課 0866-21-0284
	助成	在宅酸素療法治療者電気代	酸素濃縮装置の電気料助成 支給:月額600円～1,500円	医師の処方に基づき酸素濃縮装置を使用している市町村民税非課税世帯の在宅酸素療法治療者	
	減免	ケーブルテレビ利用料	障害の程度によって全額もしくは半額免除	全額:身体障害者、療育、精神障害者保健福祉各手帳所持者が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税 半額:世帯主が視覚・聴覚障害による身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級所持者	市総務課 0866-21-0209
新見市	交付	心身障害児福祉年金	支給:年額①重度 年額102,000円 ②中度 84,000円 ただし、児童福祉施設、身体障害者施設等障害者施設に入所した場合は支給しない	20歳未満の在宅の障害児 重度:①身体障害者手帳の障害等級が1級・2級の人 ②療育手帳の程度がAの人 ③精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の人 中度:①身体障害者手帳の障害等級が3級～6級の人 ②療育手帳の程度がBの人 ③精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級・3級の人	市福祉課 0867-72-6126
	助成	在宅医療機器購入補助金	対象機器:ネブライザー、卓上小型吸引器 限度額等:購入金額の1／2以内とし、上限はネブライザー20,000円 卓上小型吸引器35,000円	在宅の重度身体障害者または寝たきりの高齢者で医師が必要と認める人	

市町村	事業	項目	内容	利用対象者	問い合わせ先
備前市	交付	児童福祉年金	支給:年額 身体障害者手帳 ①1級2級 28,800円 ②3級 24,000円 ③4級 14,400円 5級 12,000円／療育手帳(中度以上) 24,000円	心身に障害のある児童を監護している保護者	市社会福祉課 0869-64-1824
瀬戸内市	交付	障害児福祉年金	支給:年額 身体障害者手帳 ①1級2級 10,000円 ②3級4級8,000円 療育手帳①A 10,000円 ②B 8,000円 精神障害者保健福祉手帳①1級 10,000円 ②2級 8,000円	20歳未満の心身に障害のある児童 *基準日(毎年4月1日)以前に引き続き1年以上市内に居住していること 施設に入所していないこと	市福祉課 0869-26-5943
	助成	障害福祉サービス等通所者交通費助成金	①公共交通機関の場合、交通費の3／4(上限5,000円／月) ②身体状態等により、公共交通機関を使えず家族の介助が必要で自家用車を利用した場合 37円×距離(Km)×1／2(上限5,000円／月)	障害福祉サービス事業所等へ通所している障害者	
赤磐市	交付	障害年金	支給:年額42,000円	身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている人または療育手帳の交付を受けている人 ただし、公的年金給付、障害を原因とする各種手当、特定疾患援護費等受給者及び施設入所者以外	市社会福祉課 086-955-1115
		特定疾患援護費	支給:年額42,000円	次に該当する方で1年以上市内に住所を有し、かつ居住し、市民税が非課税の人 ①岡山県特定疾患医療受給者証を交付された人 ②岡山県小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された人 ③腎不全患者(人工透析を受けている人に限る)	
	助成	住宅改造費	333,000円を限度として対象経費の2／3以内 ただし、介護保険給付、重度身体障害者等日常生活用具給付を優先	①身体障害者手帳1級・2級所持者(肢体不自由障害に限る) ②介護保険の要支援、要介護認定者	
真庭市	交付	障害者通所授産施設等通所奨励金	上限を月額4,000円として、通所する実日数に200円を乗じた額を支給	市が障害福祉サービス受給者証を交付し、就労支援施設等に通所する者及び市内の小規模作業所に通所している者	市福祉課 0867-42-1581
	助成	要援護世帯等除雪支援	除雪に要した費用の1／2、なお生活保護世帯は全額	①65歳以上のひとり暮らしの高齢者の世帯 ②75歳以上の高齢者のみで構成される世帯 ③身体障害者手帳1級から4級までの人のみで構成される世帯 ④介護保険制度で要支援1以上の認定を受けている人のみで構成される世帯 ⑤前各号に規定する人のみで構成される世帯	
		寝具類等洗濯乾燥消毒	寝具類の洗濯、乾燥、消毒で、年1回、一人1回4,500円を限度として負担します	①介護保険の要支援・要介護認定を受けている方で次のどちらかに該当の方 ・1人暮らし ・同居する世帯員が75歳以上の高齢者のみの場合 ②身体障害者手帳1級または2級を交付されている方で次のどちらかに該当の方 ・1人暮らし ・同居する世帯員が75歳以上の高齢者のみの場合 ③その他の理由で寝具類の衛生管理ができない方	市高齢者支援課 0867-42-1074
	制限緩和	市営住宅入居緩和	①収入基準緩和 ②単身入居可能 ③家賃の障害の程度による段階的控除減免 ④家賃の減免 ※支障によって住宅の住み替えも可能	入居申込をした者が収入を得ており、 ①身体障害 1級～4級 ②精神障害 1級～3級 ③知的障害 精神障害の程度に相当する程度	市都市住宅課 0867-42-7781
美作市	交付	就職支度金支給	身体障害者更正援護施設での訓練を終了し、就職等により自立する場合 支給額:36,000円	身体障害者更正援護施設への入所または通所している人	市社会福祉課 0868-75-3913
	貸出	福祉機器	車椅子、電動ベット等 ただし有料の場合有り	障害のある人等福祉機器を必要とする人	市社会福祉協議会 0868-75-2622

市町村	事業	項目	内容	利用対象者	問い合わせ先
浅口市	交付	介護手当	要介護高齢者や重度心身障害者(児)を在宅で介護している家族の負担の軽減 支給:月額5,000円	在宅で、①要介護度4または5の人 ②日常的に介護を要する重度障害者(児)を介護している配偶者、家族	市社会福祉協議会 0865-44-7744
		歳末見舞金	支給:障害の程度に応じて、7,000円~8,000円	在宅で、①身体障害者手帳1級2級 ②精神障害者保健福祉手帳 1級2級 ③療育手帳A・B を所持している人	
	助成	在宅酸素療法者支援	月額1,000円の助成	呼吸器機能障害3級以上身体障害者手帳を所持し、かつ現に在宅酸素療法を行っている人	市社会福祉課 0865-44-7007
	貸出	福祉用具	福祉用具 :車いす、ベッド 年間利用料:車椅子500円、ベッド1,000円	車椅子は障害者手帳や介護保険とは無関係に使用可 ただしベッドは介護保険と支援が受けられる人は除く	市社会福祉協議会 0865-44-7744
和気町	交付	特定疾患等闘病者激励金	支給:年額:30,000円	①特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の認定を受けている人 ②腎不全等により人工透析を週1回以上受けている人	町健康福祉課 0869-93-3681
	助成	おしめ	おしめ購入に係る費用 支給:月額2,000円以内	①身体障害者手帳1級2級所持者 ②療育手帳A所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者	町社会福祉協議会 0869-93-2002
早島町	なし				
里庄町	交付	援護金	支給額は等級によって異なる 身体障害者:1級 10,000円~6級 1,000円	身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者	町社会福祉協議会 0865-64-7218
	貸出	福祉機器・介護用品	貸出機器:車いす	在宅で障害のある人等を介護している家族もしくは本人	
矢掛町	助成	配食サービス	食事の配達、1食あたり220円の補助を週4食まで助成する	障害者のみの世帯であって調理困難であり、市町村民税非課税世帯の者	町保健福祉課 0866-82-1013
	交付	ねたきり老人等介護手当	ねたきりの高齢者や障害者を在宅で看護又は介護している家族に 月額10,000円を支給	在宅でねたきり老人又は重度心身障害者(身体障害者手帳1級・2級または 療育手帳A所持)を看護又は介護している配偶者又は家族	
新庄村	なし				
鏡野町	なし				
勝央町	交付	特定疾患闘病者激励金支給	支給:年額60,000円 なお中途の者は月割計算によって支給	12月1日を基準日として次の条件を満たす人 ①特定疾患及び小児慢性特定疾患で医療費助成の対象となっており かつ治療の人及び人工透析を週1回以上受けている人 ②前年の市町村民税が非課税の世帯の人 ③町税に未納のない世帯の人	町総合福祉センター 町健康福祉部 0868-32-7102
奈義町	交付	やすらぎ福祉年金等支給	手当や年金の種類は次のとおり * 年 金 障害者福祉 年額54,000円 特定疾患等福祉 年額54,000円 その他 ①ひとり親福祉 ②遺児福祉 金額、条件は異なる * 手当等 在宅介護支援手当 金額は介護認定の程度によって異なる 遺児激励金 入学や卒業時等に支給	* 障害者福祉年金 :①身体障害者手帳1級・2級所持者 ②療育手帳A・B所持者 ③症状等が上記と同程度以上で介護を要する人 * 特定疾患福祉年金:特定疾患及び小児慢性特定疾患で医療費助成の対象となっている人 * その他の年金や手当等については問い合わせのこと	こども・長寿課 (保健相談センター) 0868-36-6700
西粟倉村	助成	障害者等住宅改修費給付事業	在宅障害者児の住宅改修及び居宅生活動作補助用具の購入に対する助成 自己負担額…補装用具費の支給と同様 住宅改修費の給付回数…原則1回 上限額…200,000円	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)の身体障害者及び学齢児以上の身体障害児(障害程度3級以上)(ただし、特殊便器への取替えは上肢障害2級以上の者)	村保健福祉課 0868-79-7100
久米南町	交付	心身障害者福祉手当	重度心身障害者(児)への年金支給 年額20,000円・25,000円	障害者:20歳以上65歳未満で身体障害者程度2級以上及び知的障害者で障害程度が重度の人 障害児:①20歳未満で身体障害程度2級以上及び療育手帳Aの人 ②20歳未満で身体障害程度3級・4級及び療育手帳Bの人	町保健福祉課 086-728-4411

市町村	事業	項目	内容	利用対象者	問い合わせ先
美咲町	交付	心身障害者(児)福祉手当	支給額:月額 5,000円	身体障害者手帳または療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている20歳未満の在宅児等	町福祉事務所 0868-66-1124
		在宅介護者支援手当	支給額:本人・介護者それぞれ町民税非課税世帯 月額10,000円 町民税課税世帯 月額 5,000円	介護度4以上もしくは、4以上に相当な人在宅で介護している家族介護者 ただし、基準月までに6か月以上の介護期間があること	
	助成	家族介護用品支給	紙おむつ等介護用品の支給 町指定業者が自宅まで運搬 支給額は月額10,000円以内とし、現金支給は行わない	町内在住の町民税非課税世帯に属する者で介護度3以上の認定を受けている人または重度障害者在宅で介護している家族介護者	町保険年金課 0868-66-1115
吉備中央町	なし				

※上記の施策・制度の利用には、「利用対象者」欄に記する条件の他、当該市町村に住所を有すること、あるいは一定期間の居住実績を必要とする場合があります。

※表中に記載がないものでも、住民税等の非課税を要件とするなどの課税状況や滞納の有無などの納税状況によって利用できない場合があります。

※制度はあっても利用実績がない、あるいは極めて少ない等の理由により未掲載としたものもあります。

◇問い合わせ先◇

注1 岡山市福祉事務所等 * 北区中央 086-803-1209 * 北区北 086-251-6530 * 御津 086-724-1111 * 建部 086-722-1112 * 中区 086-901-1231 * 東区 086-944-1822
* 瀬戸 086-952-1112 * 南区西 086-281-9620 * 滾崎 086-363-5201 * 南区南 086-230-0321

注2 倉敷市保健福祉センター福祉課 * 水島 086-446-1114 * 児島 086-473-1119 * 玉島 086-522-8118 * 真備 086-698-5113

注3 倉敷市保健福祉センター国保介護課 * 水島 086-446-1123 * 児島 086-473-1114 * 玉島 086-522-8185 * 真備 086-698-5112

注4 倉敷市社会福祉協議会 * 倉敷 086-434-3301 * 水島 086-446-1900 * 児島 086-473-1128 * 玉島 086-522-8137

障害のある人への支援制度2(自動車関係)

市町村	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費・購入費助成		問い合わせ先
		改造	購入	
岡山市	障害者が取得に要した費用の助成 100,000円を限度として直接かかった費用の3／5以内	①就労等のため、障害者本人が所有し運転する自動車の改造に係る費用 ②介護者が所有し、使用する自動車の改造に係る費用 いずれも100,000円を限度として改造に係る費用の3／5以内	介護者が改造済み自動車を購入する費用 100,000円を限度として改造に係る費用の3／5以内	市福祉事務所 注1参照
倉敷市	身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい保健福祉手帳所持者で免許取得が必要と認められる人 100,000円を限度として取得費用の2／3以内 原付を除く、年度に1回限り 取得前に申請が必要	①通勤・通学などのため、自らが所有する自動車の改造に係る費用で100,000円を限度 対象者：上肢、下肢又は体幹機能に障害のある方で、市税を完納している世帯に属する方(過去1年助成を受けていない方) ②介護者が運転する自動車の改造(電動リフト、車いす用スロープ等)に係る費用で1,000,000円を限度として改造に要する費用に補助率を乗じた額 ただし所得税額によって補助率は異なる 対象者：市内に1年以上在住し、介護対象者本人又は常時介護する3親等以内の親族等で市税を完納している世帯に属する方 介護対象者：次の方のうち、自らの運転が困難で、歩行用具を使用しないと移動が困難な方 ①下肢又は体幹機能障害が3級以上の方 ②要介護1～5に認定された65歳以上の方	外出を容易にするためのリフト・スロープを取り付ける自動車の購入する場合補助 1,000,000円を限度として改造に要する費用に補助率を乗じた額 ただし所得税額によって補助率は異なる 対象者：市内に1年以上在住し、介護対象者本人又は常時する3親等以内の親族等で市税を完納している世帯に属する方 介護対象者：次の方のうち、自らの運転が困難で、歩行用具を使用しないと移動が困難な方 ①下肢又は体幹機能が3級以上の方 ②要介護1～5に認定された65歳以上の方	市障がい福祉課 086-426-3305 市保健福祉センター 注2参照
津山市	身体障害者手帳(1級・2級)所持者で取得により就労や社会参加が見込まれる人 100,000円を限度として取得に直接要した費用の2／3以内	身体障害者手帳所持者のうち、上肢、下肢、体幹機能障害の1級・2級であり本人が所有、運転する人 100,000円を限度として直接要した費用 所得や受付件数等の制限有り *自動車学校入学前に申請	なし	市障害福祉課 0868-32-2067
玉野市	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けており、免許取得により就労等社会参加が見込まれる者 100,000円を限度として取得に直接要した費用の2／3以内	上肢、下肢又は体幹機能の障害者で、自らが所有し運転する自動車を改造することにより就労等社会参加が見込まれ、属する世帯の所得税が100,000円以下である者 100,000円を限度として改造に直接要した費用 車いす等を使用しなければ移動が困難な状態が継続すると認められる重度の障害者で、介護者が運転する自動車を改造することにより外出活動等が見込まれ、属する世帯の所得税額が100,000円以下である者 300,000円を限度として改造に要する費用の3／5位内	車いす等を使用しなければ移動が困難な状態が継続すると認められる重度の障害者で、介護者が運転する改造自動車を購入することにより外出活動等が見込まれ、属する世帯の所得税額が100,000円以下である者 300,000円を限度として改造に要する費用の3／5位内	市福祉政策課 0863-32-5556
笠岡市	なし	身体障害者手帳所持者で、就労のため障害者本人が所有し運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の改造に要した費用(100,000円を限度)	なし	市地域福祉課 0865-69-2133
井原市	重度身体障害者で免許取得により社会参加が促進される人 100,000円を限度として取得に直接要した費用の1／2以内	重度の上肢、下肢または体幹機能の障害者 100,000円を限度として操向装置及び駆動装置の改造に直接要した費用 1人1台、原則5年に1回	身体障害者手帳所持者で車いすを使用しなければ移動することが困難な状態の重度身体障害者または生計を一にする同居の人 100,000円を限度として、原則10年に1回	市福祉課 0866-62-9518
総社市	重度身体障害者で1級または2級の身体障害者手帳の交付を受け、社会参加が見込まれる人 100,000円を限度として取得に直接要した費用の2／3以内	重度身体障害者で上肢、下肢または体幹機能の障害が1級・2級の身体障害者手帳を所持しており、自己所有車を改造する費用 100,000円を限度として同一車両原則1回 5年間は再助成不可	なし	市福祉課 0866-92-8269

市町村	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費・購入費助成		問い合わせ先
		改造	購入	
高梁市	なし	身体障害者手帳を所持している人で、就労に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置等の改造を必要とする人を対象に、100,000円を限度に直接改造に要した費用	なし	市福祉課 0866-21-0284
新見市	身体障害者手帳を所持している人で、免許取得により就労等が見込まれる人に100,000円を限度に直接要した費用の2／3以内 ただし障害者雇用促進法による助成を受けていない人	低所得世帯の重度身体障害者(上下肢または体幹機能障害者)が自ら所有試運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する必要がある場合、100,000円を限度	身体障害者手帳を所持している人で、車いす等を使用しなければ移動が困難と認められる者、またはその障害者と生計を一にする介護者 100,000円を限度	市福祉課 0867-72-6126
備前市	社会復帰のために運転免許を取得しようとする身体障害者 100,000円を限度とする	身体障害者が就労等のために自ら運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造するために必要な場合 100,000円を限度	なし	市社会福祉課 0869-64-1824
瀬戸内市	身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者で免許取得により社会参加が促進される者 100,000円を限度として免許の取得に直接要した費用の2／3以内	①身体障害者手帳所持者のうち、上肢・下肢又は体幹機能障害の者で就労等に伴い、自らが自動車を所有し操行装置及び駆動装置の一部を改造する必要のある者 100,000円を限度として改造に直接要した費用の2／3位内 ②身体障害者手帳所持者のうち、下肢1・2級は、体幹機能障害1・2級の者で、自ら運転することが困難であり、車いす・ストレッチャーを使用し介助を受けなければ、移動が困難な状態が継続すると認められる者と、同居する者で当障害者のために自動車の改造を必要とする者 100,000円を限度として改造に直接要した費用の2／3位内	なし	市福祉課 0869-26-5943
赤磐市	生活圏の拡大と職業的自立を図ろうとする心身障害者 100,000円を限度として免許の取得に直接要した費用の2／3以内	①身体障害者が通勤等のため自ら所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に直接要した費用 100,000円を限度 ただし身体障害者手帳の障害等級3級以上の上肢、下肢、体幹機能障害者 ②自ら運転できない心身障害者もしくは生計を同一にする人の所有自動車を介護用に改造する費用で100,000円を限度として1／2以内	自ら運転できない心身障害者もしくは生計を同一にする人の介護用自動車としての装備を設けている自動車の購入に係る費用 ただし同種の標準型車両購入費との差額で100,000円を限度として1／2以内	市社会福祉課 086-955-1115
真庭市	免許の取得によって社会参加が見込まれる身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害者雇用促進法により免許取得に係る助成を受けていない人 100,000円を限度として免許の取得に直接要した費用の2／3以内	身体障害者手帳所持者で上肢、下肢、体幹または運動の機能障害のある障害程度が1級～3級に該当する人で療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者も該当 100,000円を限度として改造に直接要した費用の2／3以内	身体障害者手帳所持者で車いす等を使用しなければ移動困難な人または障害者と生計を同一とする人が介護を行い、運転する福祉車両を購入する費用 ただし購入価格と通常車両販売価格の差額で100,000円を限度として1／2以内	市福祉課 0867-42-1581
美作市	免許の取得によって就労や社会参加が見込まれる障害のある人 100,000円を限度として免許の取得に直接要した費用の2／3以内	本人が所有し、運転するために自動車の改造を行う身体障害者手帳所持者 100,000円を限度として改造に直接要した費用	なし	市社会福祉課 0868-75-3913
浅口市	なし	①上肢、下肢または体幹機能の身体障害者手帳所持者であって、本人が自動車を所有し、操行装置及び駆動装置等の一部を改造することで就労等社会参加が見込まれる人 ②身体障害者手帳を所持し、車いす、ストレッチャーを使用しなければ移動が困難と認められる人または、その者と生計を一にする介護者 上記の者に対し100,000円を上限とする	身体障害者手帳を所持し、車いす、ストレッチャーを使用しなければ移動が困難と認められる人またはその人と生計を一にする介護者が改造自動車を購入する費用で100,000円を上限とする	市社会福祉課 0865-44-7007

市町村	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費・購入費助成		問い合わせ先
		改造	購入	
和気町	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 100,000円を限度	一定の所得を超えない身体障害者手帳所持者本人が所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する費用 100,000円を限度	身体障害者の介護者が運転する福祉車両を、身体障害者手帳所持者で車いすストレッチャーを使用しなければ移動困難な人または障害者と生計を同一とする介護者が購入する費用 ただし購入価格と通常車両販売価格の差額で100,000円を限度として1/2以内	町健康福祉課 0869-93-3681
早島町	なし	なし	なし	
里庄町	運転免許の取得によって社会参加が見込まれる身体障害者手帳及び療育手帳の所持者 100,000円を限度として免許の取得に直接要した費用の2/3以内	身体障害者手帳所持者で上肢、下肢または体幹機能障害1級・2級の本人が所有し運転する自動車の操向装置等の改造に要する費用で100,000円を限度とする	なし	町健康福祉課 0865-64-7211
矢掛町	運転免許の取得によって社会参加が見込まれる身体障害者手帳または療育手帳所持者 100,000円を限度として免許の取得に直接要した費用の2/3以内	身体障害者手帳所持者で上肢、下肢または体幹機能障害のある人が自ら所有し運転する自動車の操向装置等の改造に要する費用で100,000円を限度	なし	町保健福祉課 0866-82-1013
新庄村	運転免許の取得によって社会参加が見込まれる身体障害者手帳1級～4級または療育手帳所持者 100,000円を限度として2/3以内	身体障害者手帳所持者で上肢、下肢または体幹機能障害のある人が自ら所有し運転する自動車の操向装置や駆動装置の改造に要する費用で100,000円を限度	なし	町住民福祉課 0867-56-2646
鏡野町	なし	なし	なし	
勝央町	運転免許の取得によって社会参加が見込まれる身体障害者手帳所持者 100,000円を限度として2/3以内	身体障害者手帳所持者で上肢、下肢または体幹機能障害のある人が自ら所有し運転する自動車の操向装置や駆動装置の改造に要する費用で100,000円を限度	なし	町総合福祉センター (町健康福祉部) 0868-38-7102
奈義町	なし	なし	なし	
西粟倉村	障害程度にかかわらず。運転免許の取得によって社会参加が見込まれる障害のある人 100,000円を限度として2/3以内	身体障害者のうち上肢、下肢、体幹または運動機能障害を有する、障害程度が1級～3級の人、知的障害者及び精神障害者が自らが使用し運転する自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要する費用 100,000円を限度	なし	村保健福祉課 0868-79-7100
久米南町	なし	なし	なし	
美咲町	なし	身体障害者手帳を所持し、上肢、下肢、体幹または運動機能障害のために運転又は移動が困難と認められる人に、100,000円を限度として改造に要する費用	身体障害者手帳を所持し、上肢、下肢、体幹または運動機能障害のために運転又は移動が困難と認められる人に、福祉自動車を購入する経費又は現に所有している自動車を福祉自動車に改造する場合には福祉自動車として架装に要する経費100,000円を限度	町福祉事務所 0866-66-1129
吉備中央町	なし	①障害者が就労や日常生活上必要なため自ら所有し、運転する自動車の手動装置等の改造するために要する費用 100,000円を限度として1/2以内 ②重度身体障害者(肢体不自由障害1級・2級)と同居している介護者等が福祉自動車を購入する費用のうち、福祉自動車としての架装に要する経費 350,000円を限度として1/2以内 ③重度身体障害者(肢体不自由障害1級・2級)と同居している介護者等の福祉自動車の改造に要する費用 350,000円を限度として1/2以内	重度身体障害者(肢体不自由障害1級・2級)と同居している介護者等が福祉自動車を購入する費用のうち、福祉自動車としての架装に要する経費 350,000円を限度として1/2以内	町福祉課 0866-54-1317

※上記の施策・制度の利用には、表中の条件の他、当該市町村に住所を有すること、あるいは一定期間の居住実績を必要とする場合があります。

※表中に記載がないものでも、住民税等の非課税を要件とするなどの課税状況や滞納の有無などの納税状況によって利用できない場合があります。

◇問い合わせ先◇

注1 岡山市福祉事務所等 * 北区中央 086-803-1209 * 北区北 086-251-6510 * 御津 086-724-1111 * 建部 086-722-1112 * 中区 086-901-1231
* 東区 086-944-1822 * 瀬戸 086-952-1112 * 南区西 086-281-9620 * 犬崎 086-363-5201 * 南区南 086-230-0321

注2 倉敷市保健福祉センター・福祉課 * 水島 086-446-1114 * 児島 086-473-1119 * 玉島 086-522-8118 * 真備 086-698-5113

・制度の詳細や利用に際してのお問い合わせは、表中「お問い合わせ先」にお尋ねくださいますようお願いします。

・その他資料全般に関するお問い合わせやご意見については、下記までご連絡ください。

◎岡山県難病相談・支援センター 電話086-246-6284 * 日曜日・月曜日・祝日は休館

◎岡山県 保健福祉部 医薬安全課 電話086-226-7342